

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻 義則 外56名

被告 関西電力株式会社

## 準備書面(61)

### 【特重施設、原発のコスト等(連番21、26)】

2019年5月13日

大津地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸 謙一

同 菅 充行

同 高橋 典明

同 吉川 実

同 加納 雄二

同 田島 義久

同 崔 信義

同 定岡 由紀子

同 永芳 明

同 藤木 達郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

同 池 田 直 樹

## 目次

第1	特重施設等のない本件各原発は直ちに停止させるべきであること	3
1	新規制基準制定当初における特重施設等の5年猶予規定	3
2	特重施設等の猶予期間の延長	4
3	被告らによる更なる延長要請	4
4	原告らの主張	5
第2	原発が経済的に成り立たないことがいよいよ明確になってきたことについて	5
1	三菱重工業によるトルコへの原発輸出、日立製作所によるイギリスへの原発輸出の断念ないし凍結	5
2	投資家の反応	5
3	経団連会長の本音の開陳	6
4	経産省の原発補助金制度創設の画策	6
5	小括	6

## 本文

- 第1 特重施設等のない本件各原発は直ちに停止させるべきであること
- 1 新規制基準制定当初における特重施設等の5年猶予規定
- (1) 新規制基準は、福島原発事故の反省に基づき、不十分ではあるものの、それ以前の安全基準よりも厳しい規制を定めた。しかし、既設炉について、次の施設（以下「特重施設等」という。）に関しては、平成30年7月7日までの猶予を認めた（平成28年原子力規制委員会規則第一号による改正前の設置許可基準規則附則第2条）。
- ア 設置許可基準規則第42条が定める特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という。）
- イ 設置許可基準規則第57条第2項が定める所内常設直流電源設備（3系統目）
- (2) 特重施設とは、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対処するための施設であり、設置許可基準規則では、「テロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること」（第42条第1号）、「原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること」（同条第2号）、「原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであること」（同条第3号）が求められている。
- 具体的には、原子炉建屋から原則として100m以上の離隔距離を確

保した緊急時制御室（設置許可基準規則の解釈第42条）、PWRにおけるフィルタ付きベント設備などが含まれる。

- (3) 所内常設直流電源設備（3系統目）とは、福島原発事故の教訓に学び、電源施設の多重化を図るために設置が義務付けられたものである。
- (4) 特重施設は、テロ対策施設と言われているが、テロを防止する施設ではなく、テロ攻撃を受けたときに、被害の拡大を少しでも抑えるための施設に過ぎない。特重施設が設置されても、日本の原発は、テロに対して無力であること、テロによる被害を少しでも小さくするためには、原発の運転を停止するしかないことは、既に原告ら準備書面15、同(32)等で主張したところである。また、所内常設直流電源設備（3系統目）は、まさに福島原発事故の教訓に基づいて設置が義務付けられた施設である。したがって、特重施設等の設置に平成30年7月7日までの猶予期間を認め、特重施設等がなくても原発の運転を認めた原子力規制委員会の姿勢は厳しく非難されなければならない。

## 2 特重施設等の猶予期間の延長

ところが、原子力規制委員会は、平成二十八年原子力規制委員会規則第一号によって設置許可基準規則を改正した際、附則第2条において、特重施設等の設置の猶予期間を、工事計画認可処分（原子炉等規制法第43条の3の9第1項）の日から5年間に延長した（甲全第224号証、第225号証）。被告は、高浜3、4号機、大飯3、4号機について、特重施設等が設置されていないのに、現にこれらの運転を続けている。

## 3 被告らによる更なる延長要請

ところが、あろうことか被告は、平成31年4月17日、九州電力株式会社及び四国電力株式会社と一緒に原子力規制委員会に対し、延長された上記猶予期間内に特重施設等を完成させることができないとして、更なる期限延長を求めたのである。さすがの原子力規制委員会も、同月24日の会合で、再延長はしない方針を明確にした。被告が所有している原発の猶予期間は、高浜3号機が2020年8月、高浜4号機が2020年10月、高浜1号機及び2号機が2021年6月、美浜3号機は、2021年10月、大飯3号機及び4号機が2022年8月である。このままでは、高浜3、4号機、大飯4号機は上記期限の経過によって原子力規制委員会から運転停止を求められ、高浜1、2号機、大飯3号機、美浜3号機は、他の運転準備が整っても、特重施設等が完成しないために運転開始ができないという事態に陥る可能性が高い。（甲全第568号証）

#### 4 原告らの主張

被告が所有する原発が猶予期間内に特重施設等を完成させられない場合、原子力規制委員会から運転停止命令を受けるのは当然である。しかし、そもそも特重施設に猶予期間が設けられていること自体が不合理なのである。その理由の一つは、原発に対するテロはいつ起こるか分からないのであって、猶予期間を待ってくれないからであり、もう一つは、設置が猶予されているのが、テロ対策設備だけではなく、重大事故が起こった時に必要な設備であるからである。一つは、所内常設直流電源設備であり、一つは、フィルタ付きベントである。福島原発事故においても、1号機と3号機でベントが成功したことによって、被害は深刻であるとはいえ、現状程度に抑えることができた。もし、福島第一原発にベント設備がなければ、格納容器が爆発して、現実には生じたよりもはるかに深刻な事故になったと考えられる。その教訓に学べば、格納容器が大きいPWRであるからといって、ベント設備もなしに運転を認めていいはずがないのである。

特重施設等に猶予期間を設けた設置許可基準規則附則2条は、規制基準が「災害の防止上支障がない」ものであることを求めた原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号に違反しているというべきである。したがって、原子力規制委員会の運転停止命令を待つまでもなく、被告が運転している本件各原発は、司法によって直ちに運転を禁止されるべきである。

#### 第2 原発が経済的に成り立たないことがいよいよ明確になってきたことについて

##### 1 三菱重工業によるトルコへの原発輸出、日立製作所によるイギリスへの原発輸出の断念ないし凍結

2018年12月から翌年1月にかけて、三菱重工業がトルコで計画していた原発建設計画及び日立製作所がイギリスで計画していた原発建設計画がいずれも凍結ないし断念されることが報道された（甲全第569号証、甲全第570号証）。いずれも、福島原発事故の安全対策費の上昇によって、当初の想定よりも建設費が高騰し、経済的に見合わなくなったことが原因である。世界的に再生可能エネルギーのコストダウンによって電気料金が低下する中、唯一、原発のみがコストアップしていて、原発を建設、運転することに経済的合理性がなくなっていることが端的に証明されたというべきである。

##### 2 投資家の反応

2019年1月11日、日立製作所がイギリスでの原発建設事業凍結に向けた損失計上方針が伝わると、日立製作所の株式は、前日比で一時9%も上昇した(甲全第571号証)。これは、原発事業の将来性に対する投資家の見方を反映していると言ってよい。世界の投資家は、既に原発を見放している。

### 3 経団連会長の本音の開陳

中西宏明経団連会長(日立製作所会長)は、2019年1月の報道各社との年初のインタビューで、「東日本大震災から8年がたとうとしているが東日本の原発は再稼働していない。国民が反対するものはつukれない。全員が反対するものをエネルギー業者や日立といったベンダー(設備納入業者)が無理につくることは民主国家ではない。」と述べた(甲全第572号証)。その後、中西氏の発言内容は変わってきているようであるが、少なくともこのときには、経済人としての本音が現れたとみてよいと思われる。

### 4 経産省の原発補助金制度創設の画策

2019年3月、経産省は、原発で発電する電力会社に対する補助制度の創設を検討していることが分かった。温室効果ガス対策を名目に、原発でつくった電気を買う電力小売事業者に費用を負担させる仕組みであり、実現すれば、消費者や企業が払う電気料金に原発を支える費用が上乗せされることになる(甲全第573号証)。経産省自身が、原発のコストが高く、他の発電方法と比較して競争力がないことを認めざるを得ないのである。何故、日本の国を崩壊させるリスクすら否定できない発電方法を補助金の支給までして続けなければならないのか。経産省の発想は、社会一般の意思に沿うものでないことは明らかである。

### 5 小括

原告らは、原発に社会的有益性がないことをるる主張してきた(例えば、原告ら準備書面(49)16～19頁)。そのことは、日を迫うごとに明らかになっている。このことは、原発に求める安全性についての社会通念に影響を与えずにはいられない。

以上